

中華人民共和国 技術輸出入管理条例

中華人民共和国国務院令 第 3 3 1 号

「中華人民共和国技術輸出入管理条例」が、既に 2 0 0 1 年 1 0 月 3 1 日、国務院第 4 6 回常務会議を通過したので、ここに公布し、2 0 0 2 年 1 月 1 日より施行する。

総理 朱鎔基

2001 年 12 月 10 日

第一章 総則

第一条 技術の輸出入管理を規範化し、技術の輸出入秩序を守り、国民経済と社会発展を促進するために、「中華人民共和国対外貿易法」（以下対外貿易法と略称）及びその他の関連する法律の関連規定に基づき、本条令を制定する。

第二条 本条例が称する技術の輸出入とは、中華人民共和国の国境外から中華人民共和国の国境内に、或いは中華人民共和国の国境内から中華人民共和国の国境外へ、貿易、投資或いは経済技術協力の方式で技術を移転する行為を指す。

前項に規定する行為には、特許権の譲渡、特許申請権の譲渡、特許実施の許可、ノーハウの譲渡、技術サービスとその他の技術移転を含む。

第三条 国家は技術の輸出入に対して統一的な管理制度を実行し、法により公平、自由な技術の輸出入秩序を擁護する。

第四条 技術の輸出入は国家の産業政策、科学技術政策と社会発展政策に合致し、わが国の科学技術の進歩や対外経済技術合作の発展を促進することに有利であり、わが国の経済技術權益を擁護することに有利でなければならない。

第五条 国家は技術の自由な輸出入を許可する。但し、法律、行政法規に別途定めがある場合を除く。

第六条 国務院の対外経済貿易主管部門（国務院外経貿主管部門と略称）は対外貿易法と本条例の規定に照らし、全国の技術の輸出入管理任務に責任を負う。省、自治区、直轄市の人民政府外経貿主管部門は国務院外経貿主管部門の権限授与に基づき、その行政区域内の技術の輸出入管理任務に責任を負う。

国務院の関連部門は国務院の規定に基づき、技術輸出入項目の関連の管理職責を履行する。

第二章 技術の輸入管理

第七条 国家は先進的で、適宜な技術の輸入を奨励する。

第八条 対外貿易法第十六条、第十七条に規定する状況の一つがある技術は輸入を禁止或いは制限する。国务院外経貿主管部門は国务院の関連部門と共同して、輸入を禁止或いは制限する技術のリストを制定、調整並びに公布する。

第九条 輸入禁止に属する技術は輸入することはできない。

第十条 輸入制限に属する技術は許可証管理を実行する。許可を経っていない場合は輸入することはできない。

第十一条 輸入制限に属する技術を輸入する時は、国务院の外経貿主管部門に技術輸入申請並びに付帯の関連の書類を提出しなければならない。技術輸入項目が関連部門の許可を経なければならない時は、更に関連部門の許可書類を提出しなければならない。

第十二条 国务院外経貿主管部門は技術輸入申請を受け取った後、国务院の関連部門と共に、申請に対して審査を行い、同時に申請を受け取った日から30稼働日以内に、許可か或いは不許可かの決定を行わなければならない。

第十三条 許可を得た技術輸入申請については、国务院外経貿主管部門が技術輸入許可意向書を発給する。輸入経営者は技術輸入許可意向書を取得した後、対外的に技術輸入契約をサインすることができる。

第十四条 輸入経営者は技術輸入契約にサインした後、国务院外経貿主管部門に技術輸入契約の副本及び関連書類を提出し、技術輸入許可証を申請しなければならない。国务院外経貿主管部門は技術輸入契約の真実性について審査を行い、併せて前項に規定する書類を受け取った日より10稼働日以内に、技術輸入に対して、許可か或いは不許可かの決定を行なう。

第十五条 申請人は本条例第十一条の規定に照らし、国务院外経貿主管部門に技術輸入申請を提出する時、既にサインした技術輸入契約の副本と一緒に提出することができる。国务院外経貿主管部門は本条例の第十二条と第十四条の規定に照らし、申請及びその技術輸入契約の真実性に対して、併せて審査を行い、同時に前項に規定する書類を受け取った日より40稼働日以内に、技術輸入に対して許可か或いは不許可かの決定を行わなければならない。

第十六条 許可を得た技術輸入申請については、国务院外経貿主管部門が技術輸入許可証を発給する。技術輸入契約は技術輸入許可証の発給の日から発効する。

第十七条 自由に輸入できる技術については契約の登記管理を実行する。自由に輸入できる技術を輸入する時は、契約は法的に成立したときから発効し、登記を以って契約発効の条件とはしない。

第十八条 自由に輸入できる技術を輸入する時は、国务院外経貿主管部門に対して登記手続を行い、併せて下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 技術輸入契約登記申請書
- (2) 技術輸入契約副本
- (3) 契約双方の法律的地位の証明書類

第十九条 国务院外経貿主管部門は、本条例第十八条に規定する書類を受け取った日より3稼働日以内に、技術輸入契約について登記を行い、技術輸入契約登記証を発行しなければならない。

第二十条 申請人は技術輸入許可証或いは技術輸入契約登記証に基づき、外国為替、銀行、税務、税関などの関連手続きを行なう。

第二十一条 本条例の規定に照らし、許可或いは登記を経た技術輸入契約は、契約の主要な内容に変更が生じた時は、改めて許可或いは登記の手続きを行なわなければならない。許可或いは登記を経た技術輸入契約が終了した時は、即時、国务院外経貿主管部門に報告し、国务院外経貿主管部門はこれを記録に留めなければならない。

第二十二条 外国企業の投資企業を設立し、外国側が技術で投資する時は、当該技術の輸入については、外国企業の投資企業設立審査・許可の手順に基づき、審査し或いは登記手続がなされなければならない。

第二十三条 国务院の外経貿主管部門と関連部門及びその業務要員は、技術輸入管理の職責を履行する過程で知悉した商業秘密に対して守秘義務を負う。

第二十四条 技術輸入契約の譲渡者は自らが技術を提供する合法的な所有者或いは譲渡、許諾権の所有者であることを保証しなければならない。技術輸入契約の被譲渡者は契約の約定に照らし、譲渡者が提供した技術を使用し、第三者に権利を侵害されたと非難し、訴えられた時は、被譲渡者は即時譲渡者に通知しなければならない。譲渡者は通知を受けた後、被譲渡者に協力して妨害を排除しなければならない。技術輸入契約の被譲渡者は契約の約定に照らし、譲渡者が提供した技術を使用し、他人の合法的權益を侵害した時は譲渡者がその責任を負う。

第二十五条 技術輸入契約の譲渡者は提供した技術が完全で、誤りが無く、有効で、約定した技術目標を達成できるものであることを保証しなければならない。

第二十六条 技術輸入契約の被譲渡者、譲渡者は契約約定の守秘範囲と守秘期限内において、譲渡者が提供した技術の内、尚未公開の部分について、守秘義務を負う。守秘期限内において守秘義務を負う一方は、守秘技術が自己の原因以外の原因により公開されてしまった後は、その負うべき守秘義務も終了したものとす。

第二十七条 技術輸入契約の有効期限内において、技術を改良した成果は改良した側に属するものとする。

第二十八条 技術輸入契約の満期後は、技術の譲渡者と被譲渡者は公平、合理の原則に基づき、技術の継続使用について協議するものとする。

第二十九条 技術輸入契約の中には下記の制限的な条項を入れることはできない。

(一) 被譲渡者が必ずしも技術の輸入に不可決ではない、必須ではない技術や、原材料、製品、設備或いはサービスを含む付帯条件を受け入れることを要求するもの。

(二) 被譲渡者が特許権の有効期限が満期になるか或いは特許権の無効が宣言された技術のために使用費を支払うようにとか、或いは関連の義務を負うよう要求するもの。

(三) 被譲渡者が、譲渡者が提供した技術を改良することを制限し、或いは改良された技術を使用することを制限するもの。

(四) 被譲渡者が、その他の来源から、譲渡者が提供した技術に類似する技術或いはその競争関係にある技術を獲得することを制限するもの。

(五) 被譲渡者が原材料、部品・ユニット、製品或いは設備を買い付けるルート或いは来源を不合理に制限するもの。

(六) 被譲渡者が生産する製品の生産量、品種或いは販売価格を不合理に制限するもの。

(七) 被譲渡者が輸入した技術を利用して生産した製品の輸出ルートを不合理に制限するもの。

第三章 技術の輸出管理

第三十条 国家は成熟した産業化された技術の輸出を奨励する。

第三十一条 対外貿易法第十六条、第十七条に規定する状況の一つがある技術は輸出を禁止或いは制限する。

第三十二条 輸出禁止に属する技術は輸出できない。

第三十三条 輸出制限に属する技術は許可証管理を実行する。許可を得ていなければ輸出できない。

第三十四条 輸出制限に属する技術を輸出する場合、国務院の外経貿主管部門に申請を提出しなければならない。

第三十五条 国務院の外経貿主管部門は技術輸出申請を受け取った後、国務院の科学技術管理部門と、輸出申請された技術について審査し、併せて申請受け日から30稼働日以内に許可或いは不許可の決定を行なわなければならない。輸出を制限される技術は関連部門の秘密審査を経なければならない、その審査は国家の関連規定に照らして行なう。

第三十六条 技術輸出申請が許可された場合、国務院外経貿主管部門は技術輸出許可意向書を発給する。申請者は、技術輸出許可意向書を取得した後、初めて実質的な対外的商談を進め、技術輸出契約に調印することができる。

第三十七条 申請者が技術輸出契約にサインした後、国務院外経貿主管部門に下記の書類を提出し、技術輸出許可証を申請しなければならない。

- (一) 技術輸出許可意向書、
- (二) 技術輸出契約書副本、
- (三) 技術資料輸出リスト、
- (四) 契約双方の法理的地位の証明書類。

国務院外経貿主管部門は技術輸出契約の真実性に対して審査を行ない、併せて、前項に規定された書類を受け取った日から15稼働日以内に、技術輸出に対して許可或いは不許可の決定を行なうこと。

第三十八条 技術輸出が許可を得た場合、国務院外経貿主管部門は技術輸出許可証を交付する。技術輸出契約書は技術輸出許可証の交付の日から発効する。

第三十九条 自由輸出に属する技術については、契約の登記管理を実行する。自由輸出に属する技術を輸出する場合、契約は法に基づき成立した時点で発効し、登記を以って契約発効の条件とはしない。

第四十条 自由輸出に属する技術を輸出する場合、国務院外経貿主管部門に登記手続を行ない、併せて下記の書類を提出しなければならない。

- (一) 技術輸出契約登記申請書、
- (二) 技術輸出契約副本、
- (三) 約双方の法理的地位の証明書類。

第四十一条 国務院外経貿主管部門は本条例第四十条に定める書類を受け取った日から、3稼働日以内に、技術輸出契約の登記を行い、技術輸出契約登記証を交付しなければならない。

第四十二条 申請者は或いは技術輸出契約登記証に基づき、外貨、銀行、税務、税関などの関連手続を行なう。

第四十三条 本条例の規定に照らし、許可或いは登記を経た技術輸出契約は、その主要内容に変更が生じた場合、改めて許可或いは登記手続を行なわなければならない。許可或いは登記を経た技術輸出契約が終了した場合は、即時、国務院外経貿主管部門に報告し、国務院外経貿主管部門は記録に留めなければならない。

第四十四条 国務院外経貿主管部門や関連部門及びその職員が技術輸出の管理職責を履行中、国家秘密や知り得た商業秘密について、守秘義務を負わなければならない。

第四十五条 原子力技術、両用（民・軍需用 訳者註）原子力関連技術、要監督・規制化学品の生産技術、軍事技術などの輸出管制技術を輸出する場合は、関連行政法規の規定に基づき、処理すること。

第四章 法律責任

第四十六条 輸出入禁止に属する技術を輸出或いは輸入する場合、或いは許可を得ないで、勝手に輸出入制限に属する技術を輸出或いは輸入する場合は、刑法の密輸罪、不法経営罪、国家秘密漏洩罪或いはその他の罪に関する規定に基づき、刑事責任を追究する。未だ刑事処罰には及ばない場合、各々の状況により関税法の関連規定に照らし処罰するか、或いは国务院外経貿主管部門が警告し、違法所得を没収し、違法所得の2倍以上5倍以下の罰金に処する。同時に、国务院外経貿主管部門はその對外貿易經營許可を取り消すことができる。

第四十七条 勝手に許可された範囲を超えて、輸出入制限に属する技術を輸出或いは輸入した場合は、刑法の不法経営罪或いはその他の罪に関する規定に基づき、刑事責任を追究する。未だ刑事処罰には及ばない場合、各々の状況により関税法の関連規定に照らし処罰するか、或いは国务院外経貿主管部門が警告し、違法所得を没収し、違法所得の2倍以上3倍以下の罰金に処する。同時に、国务院外経貿主管部門はその對外貿易經營許可を一時停止から取り消しまでの処罰をすることができる。

第四十八条 技術輸出入許可証或いは技術輸出契約登記証の偽造、変造或いは売買した場合、刑法の不法経営罪或いは国家機関の公文書、証書、印鑑の偽造、変造、売買罪に関する規定に基づき、刑事責任を追究する。未だ刑事処罰には及ばない場合、関税法の関連規定に照らし処罰する。国务院外経貿主管部門は同時にその對外貿易經營許可を取り消すことができる。

第四十九条 詐欺或いはその他の不正な手段で技術輸出入許可を取得した場合、国务院外経貿主管部門はその技術輸出入許可証を取り上げ、その對外貿易經營許可を暫時停止し、取り消すこともある。

第五十条 詐欺或いはその他の不正な手段で技術輸出入契約登記を取得した場合、国务院外経貿主管部門はその技術輸出入契約登記を取り上げ、その對外貿易經營許可を暫時停止し、取り消すこともある。

第五十一条 技術の輸出入管理業務従事者が本条例の規定に違反し、国家機密或いは知りえた商業秘密を漏洩した場合、刑法の国家機密漏洩罪或いは商業秘密侵犯罪に関する規定に照らし、刑事責任を追究する。未だ刑事処罰には及ばない場合、法に拠り行政処分を行なう。

第五十二条 技術の輸出入管理業務従事者が職権を濫用し、職務を疎かにし或いは職務上の便宜を利用して、他人の財物を求めた場合、刑法の職権濫用罪、職務怠慢罪、職務収賄罪或いはその他の罪に関する規定に照らし、刑事責任を追究する。未だ刑事処罰には及ばない場合、法に拠り行政処分を行なう。

第五章 付則

第五十三条 国務院外経貿主管部門が行なった、技術輸出入の許可、批准、登記或いは行政処罰に関する決定に対して不服があれば、法により行政再審を申請したり、法により人民裁判所に訴訟を提訴したりすることができる。

第五十四条 本条例の公布以前に国務院が制定した技術輸出入に関する規定が、本条例の規定一致しない場合は、本条例を基準とする。

第五十五条 本条例は2002年1月1日より施行する。1985年5月24日、国務院が発布した「中華人民共和国技術導入契約管理条例」及び1987年12月30日に国務院が批准し、1988年1月20日、対外経済貿易部発布の「中華人民共和国技術導入契約管理条例施行細則」は同時に廃棄する。

注記:

中国内において本技術輸出入管理条例の法的効力を有する正式な文書は中国語で制定され公布されたものであり、この日本語版は参考として使用することは出来るが、中国内において法的効力をもつ正式な文書ではありません。